

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		担当課（室）	
【告 示】 ○ 特定施設の構造等変更許可申請 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村） 【海区漁業調整委員会】 ○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催 ○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催 ○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催		環境管理課 長寿社会課 道路整備課 " 耕地課 海区漁業調整委員 会 " "	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 オーエヌ工業株式会社

住 所 岡山県津山市神戸466

氏 名 代表取締役社長 中村 政弘

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 オーエヌ工業株式会社本社工場

所在地 岡山県津山市神戸466

平成28年1月26日 岡山県公報 第11755号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後		廃 止	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (C101)		同左		63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業の用に供 する廃ガス洗浄施設 (C102)	
	能 力	鋳物6,000 k g / 10 h		鋳物500 k g / 8 h		1,000 N m ³ / 分	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		既設		—	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		既設		—	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続10時間		連続8時間		連続8時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	17	20	1	2	29	29
	p H	1	3	同左		7.7	8
	B O D (mg / ℓ)	100	200			5	10
	C O D (mg / ℓ)	100	200			10	20
	S S (mg / ℓ)	100	200			15	20
	油 分 (mg / ℓ)	1	1			1	1
	T - N (mg / ℓ)	60	120			—	—
	T - P (mg / ℓ)	10	15			—	—
	ふっ素 (mg / ℓ)	500	500			—	—
	C r ⁶⁺ (mg / ℓ)	—	0.3			—	—
	全 C r (mg / ℓ)	—	1			—	—
	F e (mg / ℓ)	—	10			—	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年1月26日 岡山県公報 第11755号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		C103				同左			
種 類		回分式中和装置(廃液貯留槽、中和槽、沈殿槽、処理水槽、放流槽 計5槽)、脱水機				回分式中和装置(中和槽、沈殿槽 計2槽)、脱水機			
構 造		回分式中和装置(RC製、廃液貯留槽及び中和槽：塩ビライニング)、脱水機(SS製)				回分式中和装置(沈殿槽：RC製、中和槽：塩ビライニング)、脱水機(SS製)			
主 要 寸 法		W3m×L2m×H2m 3槽 W3m×L3m×H2m 2槽				W3m×L2m×H2m 1槽 W3m×L2m×H2m 1槽			
能 力		30m ³ /8h				8m ³ /36h			
処 理 の 方 法		中和・沈殿、脱水				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				既設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				既設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続6時間				断続12時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	17	20	17	20	1	2	1	2
	p H	1.0	3.0	6.5	8.5	同左			
	BOD (mg/ℓ)	100	200	30	40				
	COD (mg/ℓ)	100	200	30	40				
	SS (mg/ℓ)	100	200	10	20				
	油 分 (mg/ℓ)	1	1	1	1				
	T-N (mg/ℓ)	60	120	60	120				
	T-P (mg/ℓ)	10	15	5	10				
	ふっ素 (mg/ℓ)	500	500	5	7				
	Cr ⁶⁺ (mg/ℓ)	—	0.3	<0.05	<0.05				
	全Cr (mg/ℓ)	—	1	0.05	1				
	Fe (mg/ℓ)	—	10	<0.1	<0.1				

平成28年1月26日 岡山県公報 第11755号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A（工程処理水）		D		G（合併浄化槽）		B（鋳物製造）			
区分	廃止		廃止		廃止		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量（m ³ /日）	17	20	8	8	15	16	41	41	0	6
pH	6.5	8.5	6.5	8.5	6.0	8.0	7.0	8.5	7.5	8.5
BOD（mg/ℓ）	30	40	20	25	20	30	30	40	20	30
COD（mg/ℓ）	30	40	20	25	20	30	30	40	20	30
SS（mg/ℓ）	10	20	5	10	50	60	30	40	同左	
油分（mg/ℓ）	1	1	1	1	6	10	1	1		
T-N（mg/ℓ）	60	120	5	10	30	40	5	10		
T-P（mg/ℓ）	5	10	5	10	8	16	5	10	1	2
大腸菌群数（個/cm ³ ）	-	-	-	-	-	3,000	-	-	-	-
ふっ素（mg/ℓ）	5	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-
Cr ⁶⁺ （mg/ℓ）	<0.05	<0.05	-	-	-	-	-	-	-	-
全Cr（mg/ℓ）	0.05	1	-	-	-	-	-	-	-	-
Fe（mg/ℓ）	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-

排 水 口 番 号	H（鋳物製造）		N o . 1 ～ 30 （雨水排水口）	
区 分	新 設		新 設	
	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量（m ³ ／日）	1	10	0	0
p H	7.5	8.5	-	-
B O D（mg／ℓ）	5	10	-	-
C O D（mg／ℓ）	5	10	-	-
S S（mg／ℓ）	3	5	-	-
油 分（mg／ℓ）	1	1	-	-
T－N（mg／ℓ）	5	10	-	-
T－P（mg／ℓ）	1	2	-	-
大腸菌群数（個／cm ³ ）	-	-	-	-
ふっ素（mg／ℓ）	1	3	-	-
C r ⁶⁺ （mg／ℓ）	-	-	-	-
全C r（mg／ℓ）	-	-	-	-
F e（mg／ℓ）	-	-	-	-

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年 1 月 26 日から同年 2 月 16 日まで
 - (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あゆみ居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町福里二三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ピュア

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町福里二三番地一

三 廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇六一八

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八束川上自転車道線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山上福田字かじや四九四番五地 先から	新	三・〇 七・六	八七・六
真庭市蒜山上福田字かじやの四二八番 三地先まで	旧	二・〇 三・〇	一〇三・〇

◎岡山県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	八束川上自 転車道線	真庭市蒜山上福田字かじや四九四番五地先から 真庭市蒜山上福田字かじや四九四番八地先を経て 真庭市蒜山上福田字かじやの上四二八番三地先まで	平成二十八年一月二十 六日

平成28年1月26日 岡山県公報 第11755号

〔二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

赤磐市長

二 地区名

日古木地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年一月二十六日から同年二月十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十一回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年一月二十六日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会 長 山 本 正 直

一 日時 平成二十八年二月一日（月）

午後二時から

二 場所 広島県福山市三吉町一丁目一番一号

広島県福山庁舎第三庁舎 三八一会議室

TEL（〇八四）九二一―一三一一

三 議題

第一号議案 平成二十八年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十六回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年一月二十六日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会 長 山 田 隆 義

一 日時 平成二十八年二月三日（水）

午後二時から

二 場所 兵庫県神戸市中央区中山手通四丁目一〇番五号

神戸市教育会館 五〇一号室

TEL（〇七八）二二二―四一一

三 議題

第一号議案 平成二十八年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十五回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年一月二十六日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 濱 本 俊 策

一 日時 平成二十八年二月二十四日（水）

午後二時から

二 場所 香川県高松市番町四一ー一〇

香川県庁十二階第一・第二会議室

TEL（〇八七）八三一ー一一一

三 議題

第一号議案 平成二十八年度における各種漁業の入会調整について